

平成30年9月28日

平成30年第3回神奈川県議会定例会

## 国際文化観光・スポーツ常任委員会報告資料

国際文化観光局



## 目

## 次

ページ

1 神奈川県観光振興計画の改定について	1
2 神奈川県文化芸術振興条例の見直し結果について	10
3 かながわ文化芸術振興計画の改定素案について	12
4 かながわアートホールの指定管理者の募集について	17

# 1 神奈川県観光振興計画の改定について

## (1) 改定の趣旨

県では、平成21年10月に「神奈川県観光振興条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、平成22年3月に条例に基づき「神奈川県観光振興計画」（以下「計画」という。）を策定した。現行の計画は平成30年度で終了するが、ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるなど、観光をめぐる環境の変化に対して、総合的かつ計画的に観光施策を推進していくため、計画の改定を行う。

## (2) 計画期間

平成31年度から平成33年度までの3年間

## (3) 計画の位置付け

条例に基づく観光の振興に関する基本的な計画とする。

## (4) 県内の観光をめぐる状況

### ア 前計画期間における県の取組

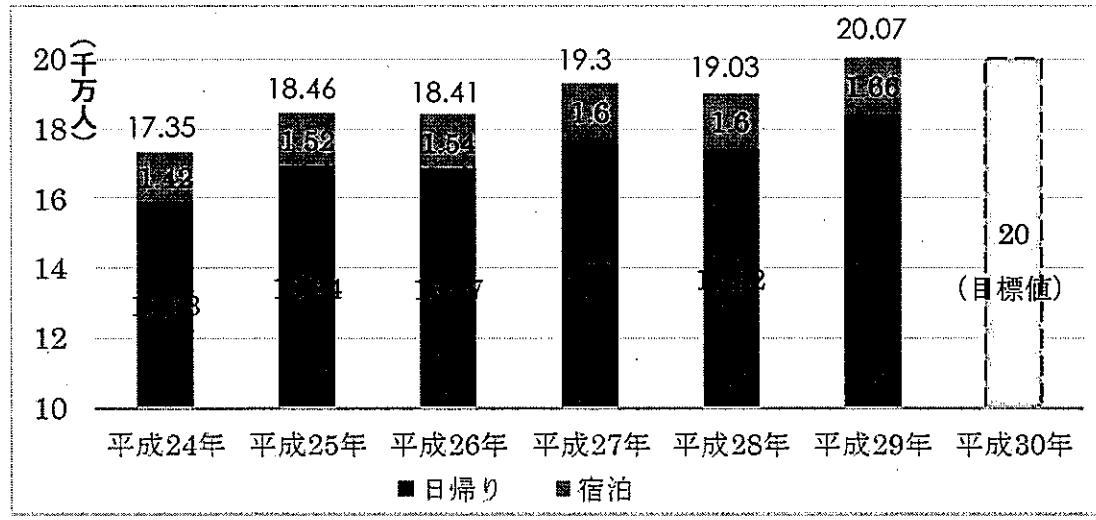
- (ア) 観光立県かながわの実現のため、①観光資源の発掘・磨き上げ、②戦略的プロモーションの推進、③受入環境の整備を3本の政策の柱として取組を進めてきた。①観光資源の発掘・磨き上げとして、新たな観光の核づくりやインバウンドツアーの企画・商品化の促進など、②戦略的プロモーションの推進として、鎌倉、大山、横須賀の日本遺産認定を契機とした歴史をテーマとするプロモーション、中国、台湾、ベトナム等のアジアの国や地域、欧米諸国をターゲットにしたプロモーションなど、③受入環境の整備として、観光ボランティアガイドへの支援やFree Wi-Fi整備の促進などに取り組んだ。
- (イ) 「新たな観光の核づくり」については、候補地域として認定した城ヶ島・三崎、大山、大磯の3地域において、回遊性の向上やインフォメーションセンターの整備などの主体的な取組を促進し、観光魅力づくりを進めている。
- (ウ) ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、国内外の観光客の県内誘致を推進していくため、市町村関係団体や観光協会、旅行業団体、宿泊関係団体、交通事業者団体、経済団体などを構成員として、平成28年6月

に「神奈川県観光魅力創造協議会」を設置し、地域の多彩な観光コンテンツの発掘・磨き上げ、多様な周遊ツアーの企画・商品化の促進、インバウンドツアーとしての認定を行っている。

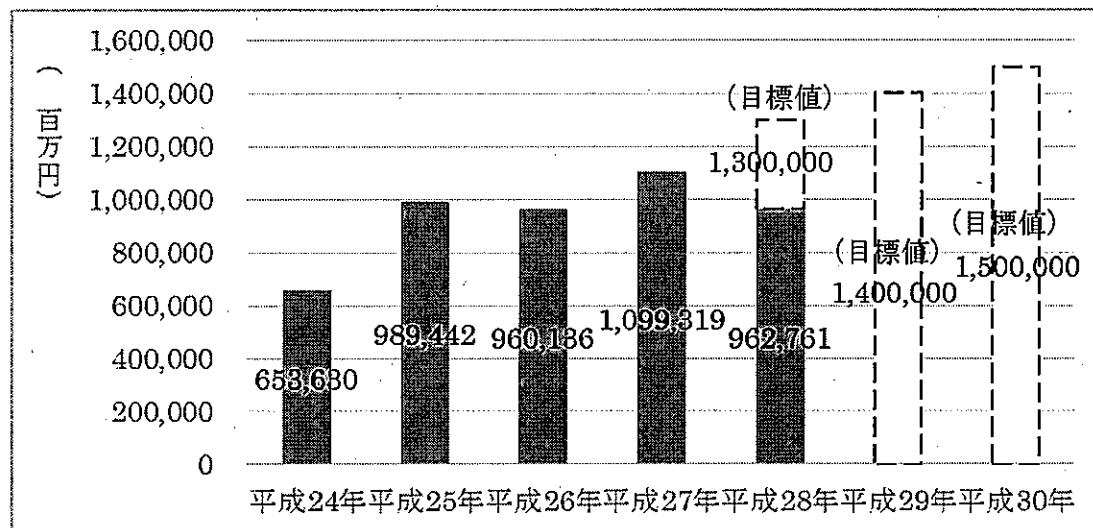
#### イ 観光統計の状況

- (ア) 国内外から本県を訪れる延べ観光客数（入込観光客数）はここ数年増加傾向にあり、平成29年に初めて2億人を突破した。一方でその内訳をみると、消費単価の高い宿泊観光客の割合は日帰り観光客に比べて非常に低く、また、平成28年の観光消費額総額は、前年を下回るなど伸び悩んでいる。
- (イ) 訪日外客数は平成24年以降上昇を続けており、特に平成26年から29年にかけて大幅な上昇傾向を示している。本県を訪れる外国人旅行者も増加を続けているが、近年では地方空港へのLCC便の就航増加等により、訪日外国人の訪問地が日本各地に分散している傾向にある。
- (ウ) 本県への外国人旅行者の訪問率は、平成26年以降減少傾向にあるが、平成30年から国の調査方法が変わるなど、状況の変化もみられることがから、計画の指標について見直しを検討する。

#### ○ 入込観光客数

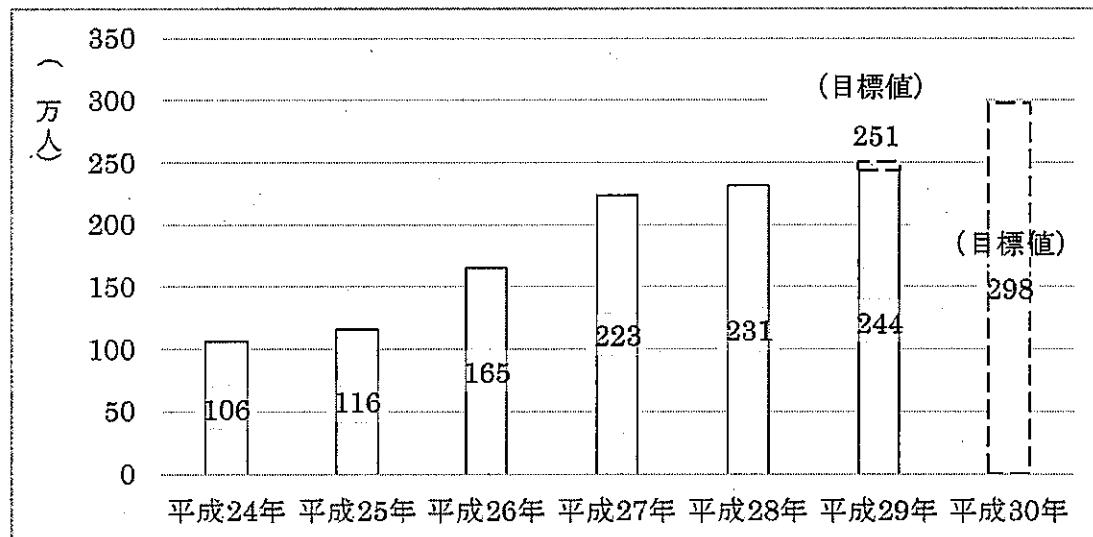


## ○ 観光消費額総額



(観光庁「観光入込客統計に関する共通基準」)

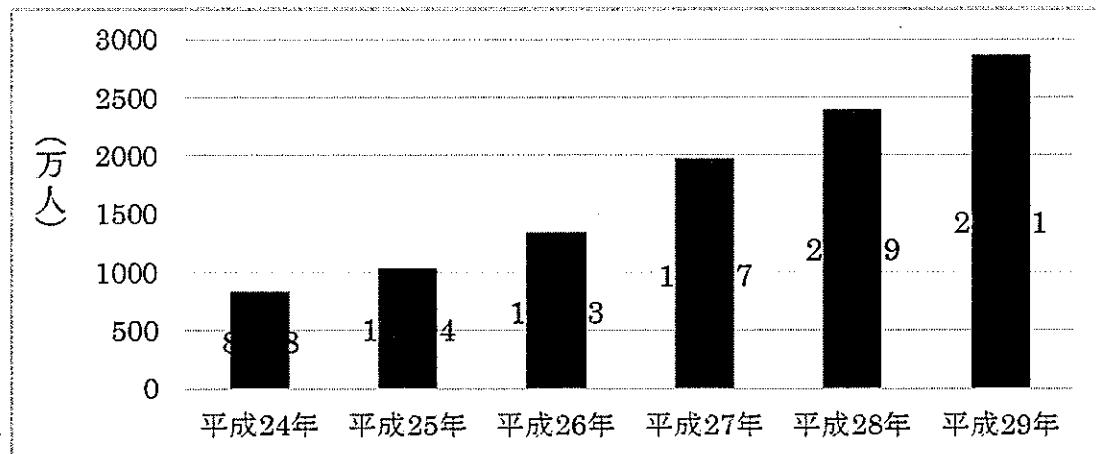
## ○ 県内への外国人旅行者の訪問者数



(観光庁「訪日外国人消費動向調査」及び日本政府観光局（JNTO）調査)

(参考)

○ 訪日外客数



(日本政府観光局 (JNTO) 調査)

## (5) 計画における重点的取組の視点

### コンセプト：持続可能な観光の実現

- 国際連合は、「持続可能な開発目標：S D G s (Sustainable Development Goals)」を掲げるとともに、2017年（平成29年）を「開発のための持続可能な観光の国際年」（International Year of Sustainable Tourism for Development）と定め、観光による経済成長が雇用創出につながるとしている。本県においても、人口が減少し、高齢化が進む社会の中で、文化や遺産の保護・継承、自然環境の保全、労働環境の改善などに配慮しつつ、観光消費額総額を引き上げることで地域経済を活性化し、雇用創出につなげていくことにより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後においても持続可能な観光の普及・浸透を図っていく必要がある。
- 観光消費額総額を引き上げるために、入込観光客数を増やすとともに、観光客の平均消費単価が高くなる必要がある。
- 入込観光客数を増やすため、東京を訪れながらまだ訪問先を決定していない外国人旅行者をはじめ、東京に集まる国内外からの観光客を呼び込む取組を進める。また、ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、観光客の受入環境を整備し、満足度を高めることによって、S N S等を通じて本県の魅力が拡散され、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後における国内外からの観光客誘致に結び付くよう、取組を進める。

- 観光客の平均消費単価を高めるために、地域の魅力的な宿泊施設をPRし、宿泊客を呼び込む取組を推進する。また、県内には多くのグローバル企業が立地し、MICEの需要が高まっていることから、県内各地のユニークベニューを発掘・磨き上げ、MICEを誘致する取組を推進する。
- こうした取組について、行政だけでなく、民間事業者や地元観光協会などと相互に連携することで、質の高い効果的な取組を進めていく。

#### (6) 計画における指標

- 観光消費額総額（観光庁「観光入込客統計に関する共通基準」）
  - ・ 入込観光客数（神奈川県「入込観光客調査」）
  - ・ 延べ宿泊者数（観光庁「宿泊旅行統計調査」）
  - ・ 外国人宿泊者数（観光庁「宿泊旅行統計調査」）

#### (7) 施策体系

##### **基本施策1 観光資源の発掘・磨き上げ**

###### ア 魅力ある観光地の形成

新たな観光の核づくりをはじめ、各地において地域主体で取り組む魅力づくりを支援し、観光地の魅力向上を推進する。

###### イ 観光消費につながるコンテンツづくり

地域の特性を活かしてMICEを呼び込むユニークベニューをはじめ、宿泊客を呼び込むナイトタイムエコノミー・早朝型観光向けのコンテンツ、クルーズ客、富裕層をターゲットとした高付加価値の体験型コンテンツなど、神奈川県観光魅力創造協議会等を通じて観光消費につながるコンテンツを発掘・磨き上げる取組を促進する。

###### ウ 多様なテーマに沿って県内の周遊を促すツーリズムの推進

歴史・文化、景観・自然、伝統工芸、伝統芸能、食文化、スポーツなど、地域の様々な魅力に加え、未病、マグカルなど、県の独自の施策をテーマとした県内の観光資源の周遊を促進する。

##### **基本施策2 戰略的プロモーションの推進**

###### ア ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたプロモーションの実施

ラグビーワールドカップ2019™と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、神奈川の魅力を伝えるプロモーションを、国内外から観光客の集まる東京をターゲットとして、市町村や観光事業者等と連携して実施する。

#### イ 観光消費を高めるプロモーションの推進

宿泊観光客を呼び込むため、新たな観光の核づくりをはじめとした各地の観光地において、地域の観光資源とあわせて、ホテルや温泉旅館などの宿泊施設の魅力発信を推進する。

また、高い消費単価が期待できるMICEや富裕層、ナイトタイムエコノミーのコンテンツなどのプロモーションを推進する。

#### ウ 外国人観光客の誘致を図るプロモーションの推進

外国人観光客の誘致促進に向けて、ターゲットとする国や地域を明確にするとともに、旅行者の行動時期（旅マエ、旅ナカ、旅アト）を踏まえた戦略的なプロモーションを推進する。

また、近隣自治体と連携し、外国人観光客の広域的な周遊促進に取り組む。

#### エ 多様なデジタルツールを活用した情報発信

ホームページや観光パンフレットなどに加え、SNSなど多様なデジタルツールを活用して、最新の観光情報を発信する。

#### オ 地域の產品を活用した情報発信

アンテナショップを拠点に、地域の魅力的な產品の情報を県内外に発信するとともに、観光客をアンテナショップに呼び込む取組を推進する。

### 基本施策3 受入環境の整備

#### ア 外国人観光客の受入環境の整備

神奈川を訪れた外国人観光客が快適に旅行を楽しめるよう、県内における多言語化の促進やWi-Fi環境の整備、おもてなし人材の育成、キャッシュレス決済の普及促進などについて、県、市町村、民間事業者が役割分担しながら、着実に取り組んでいくことで、外国人観光客の受入環境の整備を進める。

#### イ 宿泊施設の充実・多様化

観光客の宿泊ニーズに応えるため、市町村と連携しながら、民泊サービスの健全な推進などにより、宿泊施設の充実・多様化を図る。

#### ウ ユニバーサルツーリズム促進のための環境整備

製品や建物、環境を、障がいの有無、年齢、性別など、人がもつそれぞれの違いを超えて、あらゆる人が利用できるようはじめから考えてデザインする、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰でも観光を楽しめるように、観光施設のバリアフリー化などの環境整備と情報発信を促進する。

## エ 観光客を迎えるおもてなしの向上

観光関連事業者等を対象にした人材育成講座や研修会を開催するほか、観光に関わる県民の自主的活動を促進するため、観光ガイド団体の活動等を支援する。

また、ラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的な大会に向け、観光ガイド人材の育成に取り組む。

## オ 観光振興に資する交通基盤等の整備

交通基盤等の整備を推進し、観光客の観光地への来訪及び観光地間の移動の円滑化を促進する。

## カ 観光客の安全・安心の確保

災害等の発生時に観光客が被災状況や避難所等の必要な情報を取得できるよう、ホームページや災害時プッシュ型情報アプリの活用など、外国人を含む観光客向けの防災・災害情報を充実する。

また、平時から市町村、観光協会や観光関連事業者等と連携し、わかりやすく正確な情報発信をはじめ、災害等の発生時に観光客の安全・安心の確保を行うための体制を整備する。

## 基本施策4 観光関連産業の成長促進

### ア 地域の產品を活用した情報発信（再掲）

### イ 宿泊施設の充実・多様化（再掲）

### ウ 観光関連事業者に対する支援

観光産業を支える観光関連事業者の活動を支援し、経営基盤の強化を図る。

## エ 観光振興を担う人材の育成

観光産業の発展による地域振興を図るため、大学等と連携して、観光地域づくりをリードする中核的な人材等の育成を図る。

## オ 災害等発生時の観光関連産業の支援

災害等の発生時に観光関連産業の事業の継続を支援するとともに、観光客の減少を最小限に留めるため、災害等が発生した地域の観光に関する正確な情報を、わかりやすく発信する。

また、平時から市町村、観光協会や観光関連事業者等と連携し、災害等の発生時に観光客の減少を最小限に留めるための体制を整備する。

(8) 今後の予定

- |          |   |
|----------|---|
| 平成30年11月 | 観光審議会で改定素案を審議   |
| 12月      | 第3回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に改定素案を報告<br>改定素案について県民意見募集（パブリックコメント）を実施、市町村等へ意見照会 |
| 平成31年2月  | 観光審議会で改定案を審議<br>第1回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に改定案を報告                            |
| 3月       | 計画を改定   |

## 神奈川県観光振興計画における施策体系（新旧対照表）

改定計画（骨子案）	現行計画
<b>基本施策1 観光資源の発掘・磨き上げ</b> ア 魅力ある観光地の形成 イ 観光消費につながるコンテンツづくり ウ 多様なテーマに沿って県内の周遊を促すツーリズムの推進	<b>基本施策1 魅力ある観光地の形成</b> (1) 観光資源の発掘・磨き上げ ア 新たな観光地域づくり イ 多様な資源を活用した観光魅力づくり ウ 観光地の魅力を向上させる景観形成の促進 エ 観光資源を活用したニューツーリズムの促進 オ 県の施策をテーマとしたツアーの企画・商品化 カ 広域での周遊ルートづくり
<b>基本施策2 戰略的プロモーションの推進</b> ア ラグビーワールドカップ2019TM、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたプロモーションの実施 イ 観光消費を高めるプロモーションの推進 ウ 外国人観光客の誘致を図るプロモーションの推進 エ 多様なデジタルツールを活用した情報発信 オ 地域の产品を活用した情報発信	 (2) 戰略的プロモーションの推進 ア 神奈川の魅力を伝えるプロモーションの推進 イ 多様なツールを活用した情報発信
<b>基本施策3 受入環境の整備</b> ア 外国人観光客の受入環境の整備 イ 宿泊施設の充実・多様化 ウ ユニバーサルツーリズム促進のための環境整備 エ 観光客を迎えるおもてなしの向上 オ 観光振興に資する交通基盤等の整備 カ 観光客の安全・安心の確保	 (3) 受入環境の整備 ア 観光振興に資する交通基盤等の整備 イ ユニバーサルツーリズム促進のための環境整備 ウ 観光客を迎えるおもてなしの向上 エ 観光客の安全・安心の確保
<b>基本施策4 観光関連産業の成長促進</b> ア 地域の产品を活用した情報発信（再掲） イ 宿泊施設の充実・多様化（再掲） ウ 観光関連事業者に対する支援 エ 観光振興を担う人材の育成 オ 災害等発生時の観光関連産業の支援	<b>基本施策2 外国人観光客の誘致促進</b> (1) インバウドツアーの企画・商品化の促進 (2) 外国人観光客の誘致を図るプロモーションの推進 (3) 外国人観光客の受入環境の整備
	<b>基本施策3 観光関連産業の成長促進</b> (1) 観光に関する事業の活性化や事業拡大の促進 (2) 地域の产品の開発や販路開拓等 (3) 観光振興を担う人材の育成 (4) 災害時の観光関連産業の支援

## 2 神奈川県文化芸術振興条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとする目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直し周期は、施行の日から5年を経過するごととしており、今回、「神奈川県文化芸術振興条例」について、前回の見直しから5年を経過し、当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### (1) 条例名

神奈川県文化芸術振興条例（制定：平成20年7月）

### (2) 概要

文化芸術の振興についての基本理念や施策の基本となる事項を定めている。

### (3) 条例を取り巻く状況

平成29年6月の文化芸術振興基本法（以下「基本法」という。）の一部改正では、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込むこととされ、また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとされ、法律の名称が文化芸術基本法に変更された。

### (4) 見直しの結果

基本法の一部改正を踏まえ、条例について改正を検討する必要がある。

見直し結果	必要性	文化芸術の振興により心豊かな県民生活の実現と個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与するために、県民の文化芸術に関する活動の充実、文化資源を活用した地域づくりの推進及び文化芸術の振興を図るための環境整備が求められており、引き続き条例の必要性は高い。
-------	-----	---

見直し結果	有効性	本条例で定めている基本理念、基本的施策、計画、推進体制等に基づいて文化芸術振興の取組が進められているため、有効である。ただし、平成29年に基本法が一部改正されており、改正された基本法の趣旨を踏まえ、各関連分野の施策との連携について新しく基本理念を追加する条例の改正を検討する必要がある。
	効率性	本条例で文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、効率的である。
	基本方針適合性	本条例は、「文化芸術に親しむ環境づくり」を掲げる「かながわグランドデザイン」の基本方針に適合している。
	適法性	本条例は、基本法の基本理念にのっとり、法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法及び法令に抵触するものではない。

## (5) 今後の予定

- 平成30年12月 第3回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に条例改正骨子案を報告
- 平成31年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

### 3 かながわ文化芸術振興計画の改定素案について

#### (1) 改定の経緯

平成26年3月に策定した現行の「かながわ文化芸術振興計画」（以下「計画」という。）は、計画期間を5年（平成26年度から平成30年度）としているため、この間の文化芸術を取り巻く状況の変化とこれまでの取組の実績と課題を踏まえ、改定を行うこととし、今般、改定素案を取りまとめた。

#### (2) 改定素案の概要

##### ア 計画の性格

神奈川県文化芸術振興条例（以下「条例」という。）第4条に基づく文化芸術の振興に関する基本的な計画である。

##### イ 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間

##### ウ 改定の背景

前回の計画改定時以降、今回の計画改定に当たり踏まえるべき文化芸術を取り巻く状況の変化を次のとおり整理した。

- (ア) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリパラ」という。）の開催
- (イ) 今後、本県においても見込まれる人口減少社会の到来及び高齢化の進行
- (ウ) 人生100歳時代
- (エ) 文化芸術振興基本法の一部改正
- (オ) 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正
- (カ) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定
- (キ) 本県への訪日外国人旅行者数の増加
- (ク) SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた取組の必要性
- (ケ) 文化交流を通じた東アジア諸国との連携の必要性の高まり

##### エ 改定の基本的な考え方

- (ア) 現行計画で、本県の目指すがたとして掲げている、「真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現」、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展」の2つの基本目標は、長期的なものとして維持する。

- (イ) 2つの基本目標の実現に向け、条例に掲げた16の基本施策を「県民の文化芸術活動の充実」、「文化資源を活用した地域づくりの推進」、「文化芸術の振興を図るための環境整備」の3つの事項に整理した、現行計画の施策体系は継承する。
- (ウ) 文化芸術を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後重点的に取り組むべき施策を5つの重点施策として整理する。それにより、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー（以下「マグカル」という。）を推進し、あらゆる人の文化芸術活動を充実させ、共生社会の実現を後押しする。

#### オ 重点施策

##### (ア) 重点施策1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用

###### a 課題

人口減少の影響により、県内の伝統的な芸能の継承者がいなくなるおそれがある。また、参加や鑑賞する側の人間についても、触れる機会の減少や、その価値が広く知られていないことなど、伝統文化が失われていくおそれがある。このような状況を踏まえ、伝統的な芸能の鑑賞、発表機会を提供していくこと、伝統的な文化芸術を支える技術・技能の継承者に対する支援の充実を図ることなどが必要である。

###### b 取組内容

- ・文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信
- ・伝統的な芸能を支える技術・技能の継承者の育成・支援
- ・伝統工芸品等の地域資源の活用
- ・後世に残す伝統的な文化の記録の保存

###### c 目指す方向性

伝統文化と温かいコミュニティが息づいている、かながわへ

##### (イ) 重点施策2 子どもや高齢者・障がい者など、あらゆる人の文化芸術活動の充実等

###### a 課題

本県においても高齢化が進行しており、人生100歳時代を迎える。また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律においては、地方公共団体がその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務があるとされた。このため、今まで重点的に取組を進めていた子ども・青少年だけでなく、高齢者、障がい者等を含めた、あらゆる人が文化芸術活動の充実を図れるような取組が必要である。

b 取組内容

- ・創作活動の支援
- ・アウトリーチやワークショップ等の鑑賞・体験活動の充実
- ・効果的な取組の促進
- ・舞台芸術人材の育成
- ・文化芸術を通じた共生社会の実現

c 目指す方向性

あらゆる人が文化芸術に触れられる、かながわへ

(ウ) 重点施策3 国際文化交流の充実

a 課題

本県への訪日外国人旅行者数は、増加が続いている、また、県内の外国籍県民数も増加傾向であることなどから、国際色豊かな文化事業を展開するとともに、相互理解を深めるための国際交流事業の中で文化交流を推進することが必要である。

b 取組内容

- ・神奈川の文化芸術の海外発信
- ・三県省道やベトナム等の文化交流事業の推進
- ・多文化理解の推進
- ・関係団体等との連携

c 目指す方向性

多様性を受け入れ、世界に認められる、かながわへ

(エ) 重点施策4 オリパラ等を契機とした施策

a 課題

世界各国から多くの人が日本を訪れるオリパラのタイミングを絶好の機会と捉え、地域の伝統的な文化、あらゆる人の文化芸術活動、国際文化交流等をより一層盛り上げることが求められている。

また、マグカル事業を一層加速させ、地域の魅力の掘り起こしや再評価を実施し、県内の文化活動や地域の継続的な活性化につなげ、こうした取組をオリパラ後においても定着させていく必要がある。

b 取組内容

- ・文化プログラムの展開とレガシーの定着
- ・多言語化対応
- ・文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信（重点施策1の再掲）

- ・文化芸術を通じた共生社会の実現（重点施策2の再掲）
- c 目指す方向性  
オリパラ後も、文化芸術を求めて人が集まる、かながわへ
- (オ) 重点施策5 文化芸術の振興を推進するための環境整備
  - a 課題  
施設面における必要な修繕等を計画的に進めていく必要があるが、施設のハード面だけではなく、人材や情報等のソフト面の充実を図る取組も求められている。そのために、各施設の専門的な人材の育成等に加え、情報発信の強化、市町村や関係団体等との連携・協力の推進が必要である。
  - b 取組内容
    - ・県立文化施設の計画的な維持・保全等
    - ・施設の機能としての人材育成
    - ・市町村・文化芸術団体等との連携・協力
    - ・情報発信の強化
  - c 目指す方向性  
ハードとソフトの両方から、他の重点施策の取組の基盤となる施設の充実

### (3) 今後の予定

- |          |  |
|----------|--|
| 平成30年10月 | 改定素案について県民意見募集（パブリックコメント）を実施、市町村等へ意見照会 |
| 平成31年1月  | 神奈川県文化芸術振興審議会で改定案を審議                   |
| 2月       | 第1回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に改定案を報告       |
| 3月       | 計画を改定                                  |

## かながわ文化芸術振興計画における施策体系（新旧対照表）

改定計画（案）	現行計画
<b>重点施策 1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信</li><li>・ 伝統的な芸能を支える技術・技能の継承者の育成・支援</li><li>・ 伝統工芸品等の地域資源の活用</li><li>・ 後世に残す伝統的な文化の記録の保存</li></ul>	<b>重点施策 1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 文化資源や伝統芸能を活用した文化芸術の発信</li><li>・ 伝統芸能を支える技術・技能の継承者の育成・支援</li></ul>
<b>重点施策 2 子どもや高齢者・障がい者など、あらゆる人の文化芸術活動の充実等</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 創作活動の支援</li><li>・ アウトリーチやワークショップ等の鑑賞・体験活動の充実</li><li>・ 効果的な取組の促進</li><li>・ 舞台芸術人材の育成</li><li>・ 文化芸術を通じた共生社会の実現</li></ul>	<b>重点施策 2 次代を担う子ども・青少年の文化芸術活動の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 創作活動の支援</li><li>・ アウトリーチの展開</li><li>・ ワークショップ等の体験活動の充実</li><li>・ 効果的な取組みの促進</li></ul>
<b>重点施策 3 国際文化交流の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 神奈川の文化芸術の海外発信</li><li>・ 三県省道やベトナム等の文化交流事業の推進</li><li>・ 多文化理解の推進</li><li>・ 関係団体等との連携</li></ul>	<b>重点施策 3 国際文化交流の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 神奈川の文化芸術の海外発信</li><li>・ 三県省道等の文化交流事業の推進</li></ul>
<b>重点施策 4 オリパラを契機とした施策</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 文化プログラムの展開とレガシーの定着</li><li>・ 多言語化対応</li><li>・ 文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信（重点施策 1 の再掲）</li><li>・ 文化芸術を通じた共生社会の実現（重点施策 2 の再掲）</li></ul>	<b>重点施策 4 文化芸術事業の発信力の強化（マグカルのブランド力の向上）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 神奈川発のコンテンツの創出</li><li>・ 「マグカル」の全県展開</li><li>・ パフォーミングアーツ人材の育成</li></ul>
<b>重点施策 5 文化芸術の振興を推進するための環境整備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県立文化施設の計画的な維持・保全等</li><li>・ 施設の機能としての人材育成</li><li>・ 市町村・文化芸術団体等との連携・協力</li><li>・ 情報発信の強化</li></ul>	<b>重点施策 5 文化芸術の振興を図るための環境整備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県立文化施設（ホール、劇場等）の計画的な維持・保全等</li><li>・ 施設の機能としての人材育成</li></ul>

## 4 かながわアートホールの指定管理者の募集について

### (1) 経緯

かながわアートホール（以下「アートホール」という。）は、「神奈川県緊急財政対策」（平成24年10月）で掲げた「移譲を含めた検討」を行ってきたが、本県の文化芸術施策を取り巻く状況の変化等から、移譲を取りやめ、引き続き県有文化施設の一つとして所管し、文化芸術の発信の場として、より一層有効活用していく。

### (2) 指定管理者の募集について

県では、公の施設における県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入している。アートホールは、平成21年度から指定管理者制度を導入しており、平成31年度末に現在の指定期間が満了する。民間ノウハウを活用した指定管理者制度による管理運営が有効に機能していると判断されるため、引き続き指定管理者制度による管理運営を行うこととし、次期の指定管理者の募集を行う。

### (3) 施設の目的・概要

#### ア 設置目的

県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図る。

#### イ 施設概要

##### (ア) ホール

面積：450m<sup>2</sup>

客席数：最大300席

（固定席ロールバックチェア200席、可動席100席）

##### (イ) 楽屋

3室：洋室2（面積24m<sup>2</sup>）、和室1（10畳）

##### (ウ) 第1スタジオ

面積：80m<sup>2</sup>

##### (エ) 第2スタジオ～第5スタジオ

面積 第2：20m<sup>2</sup>、第3・4・5：各15m<sup>2</sup>

##### (オ) 見学ギャラリー

面積：41m<sup>2</sup>

##### (カ) 音楽情報コーナー

音楽情報の提供等

(キ) その他

シャワー室、みんなのトイレ、レストラン、事務室、応接室、音響・調光室、守衛室、機械室等

(4) 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括等

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、県内中小企業者や障がい者雇用企業等の優先的な発注を含め、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

また、神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下「神奈川フィル」という。）の練習拠点であることを活かした自主事業の実施や、地域と連携したイベントの開催などを通じて、県民が気軽に良質な音楽に触れる機会を提供しており、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

さらに、本県では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリパラ」という。）等の機会をとらえて、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー（以下「マグカル」という。）の取組を一層加速していくこととしている。アートホールについても、オリパラ後のレガシーづくりの取組も見据えて、更なる有効活用を検討し、マグカルの取組の強化の一環として活用していく上で、民間ノウハウの活用を図ることが有効である。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

＜参考＞県内中小企業者や障がい者雇用企業等への優先的な発注実績  
(平成27年度～平成29年度)

発注先	業務内容	件数	金額
県内中小企業者	舞台関係業務他	24件	176,506千円
障がい者雇用企業等	設備保守点検業務他	9件	2,439千円

(5) 募集の方法

公募により募集する。

(6) 指定期間

5年間（平成32年4月1日～平成37年3月31日）とする。

(7) 募集単位

アートホールとする。

(8) 選定基準の考え方

ア 指定管理者に求める能力・内容

- (ア) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- (イ) 施設の維持管理
- (ウ) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- (エ) 事故防止等安全管理
- (オ) 地域と連携した魅力ある施設づくり
- (カ) 人的な能力、執行体制
- (キ) 財政的な能力
- (ク) コンプライアンス、社会貢献
- (ケ) 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- (コ) これまでの実績

イ 選定基準の作成に当たって重視する視点

- (ア) 維持管理業務
  - ・施設の特性・課題を踏まえた適切な維持管理
- (イ) 施設運営業務
  - ・指定管理者のノウハウや経験を活かした長期的視点に立った運営方針
  - ・オリパラ後のレガシーづくりの取組も見据えて、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出すマグカルの発信拠点の1つとして、施設を更に活性化するための取組内容
  - ・県民の文化芸術活動の練習及び発表の場として、より多くの利用を図るための取組内容
  - ・年数十回行われる神奈川フィルのリハーサルの見学可能日数を増やすなど、集客の増に結びつく、アートホールの有効活用と神奈川フィルの活動のアピールにつなげる取組内容

ウ 選定基準の配点割合

サービスの向上：50点、管理経費の節減等：25点、団体の業務遂行能力：25点

(9) 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野※	本県の指定 管理者選定 委員の経験 の有無 (委員会名)	選定理由
	男		文化政策 (学識経 験者)		
	男		財務審査 (経理識 見者)		
	男		労務管理 識見者		

氏名	性別	職業	分野※	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
	女		マスコミ (行政識見者)		
	男		ホール運営 (事業精通者)		
	男		利用者 (施設利用者)		

#### (10) 今後のスケジュール

平成30年10月～11月

外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い、決定

12月

第3回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に指定管理者の選定基準を報告  
利用申込の受付開始時期の前倒しに伴う条例施行規則の改正

平成31年 1月～	指定管理者を募集
4月～	外部評価委員会等による候補者選定
6月	第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案 を提出
平成32年 4月	指定管理者による管理運営開始

